

表1 茨城県内の労働災害発生状況(平成26年)

業種別		(平成26年10月末現在)							
		休業4日以上		死亡者数		増減			
		25年 1月～10月	26年 1月～10月	25年 1月～10月	26年 1月～10月	休業(%)		死亡(%)	
計		2,097	2,152	29	34	55	3	5	17
製造業		607	625	7	9	18	3	2	29
	食料品	170	172	0	0	2	1	0	0
	化学	51	53	2	0	2	4	-2	0
	金属製品	131	114	1	1	-17	-13	0	0
建設業		259	287	9	8	28	11	-1	-11
	土木	77	63	4	2	-14	-18	-2	-50
	建築	117	142	2	3	25	21	1	50
	その他	65	82	3	3	17	26	0	0
運輸交通業		334	314	4	3	-20	-6	-1	-25
	道路貨物運送業	283	277	4	3	-6	-2	-1	-25
貨物取扱業		25	28	0	1	3	12	1	0
農林業		26	38	0	1	12	46	1	0
畜産水産業		93	83	0	2	-10	-11	2	0
商業		261	280	8	4	19	7	-4	-50
	小売業	204	228	7	4	24	12	-3	-43
社会福祉施設		83	76	0	0	-7	-8	0	0
その他		409	421	1	6	12	3	5	0

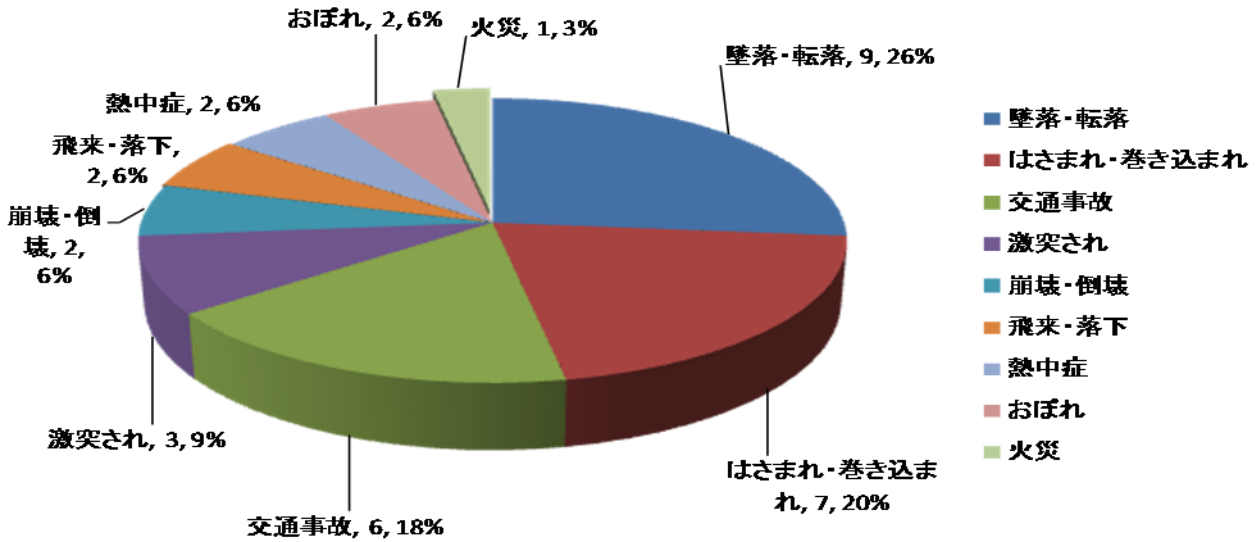
表2 茨城県内の労働災害発生状況(平成25年)

業種別		(確定)							
		休業4日以上		死亡者数		増減			
		24年 1月～12月	25年 1月～12月	24年 1月～12月	25年 1月～12月	休業(%)		死亡(%)	
計		2,957	2,757	40	35	-200	-7	-5	-13
製造業		873	790	7	7	-83	-10	0	0
	食料品	272	230	0	0	-42	-15	0	0
	化学	70	60	2	2	-10	-14	0	0
	金属製品	159	165	2	1	6	4	-1	-50
建設業		438	358	11	12	-80	-18	1	9
	土木	109	101	7	4	-8	-7	-3	-43
	建築	241	176	2	5	-65	-27	3	150
	その他	88	81	2	3	-7	-8	1	50
運輸交通業		379	427	8	4	48	13	-4	-50
	道路貨物運送業	327	371	7	4	44	13	-3	-43
貨物取扱業		33	31	0	0	-2	-6	0	0
農林業		54	41	2	1	-13	-24	-1	-50
畜産水産業		147	126	2	0	-21	-14	-2	-100
商業		358	346	6	8	-12	-3	2	33
	小売業	283	272	6	7	-11	-4	1	17
社会福祉施設		118	109	0	0	-9	-8	0	0
その他		557	529	4	3	-28	-5	-1	-25

# 平成26年1月から10月の労働災害発生状況

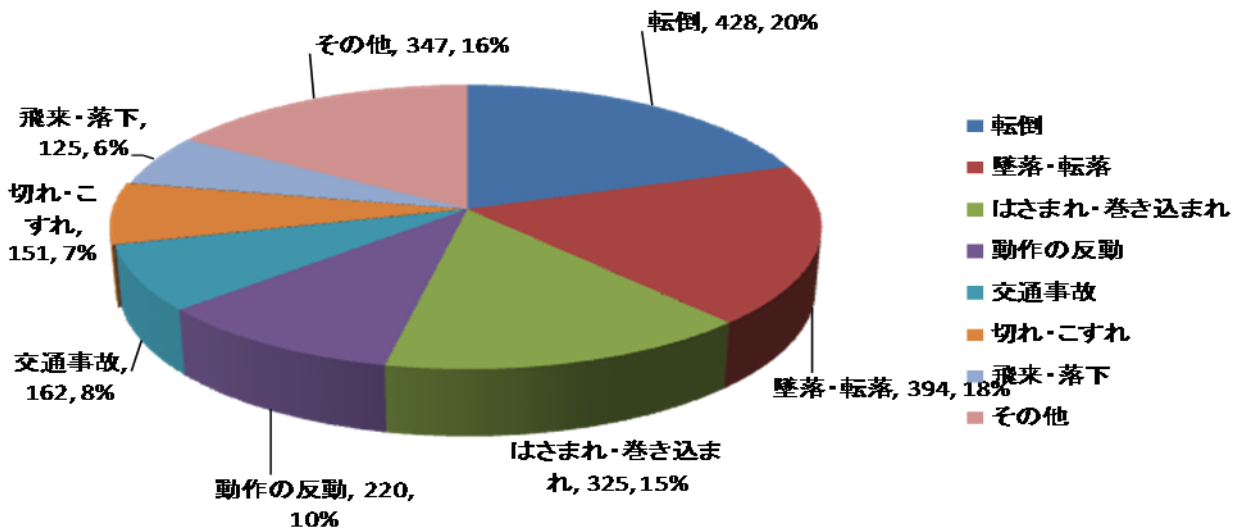
## 1 死亡者数のグラフ

### 死亡者数(34人)



## 2 死傷者数のグラフ

### 死傷者数(1,410人)



## 平成26年度年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

茨城労働局

## 1 趣旨

茨城県内における平成26年の「休業4日以上死傷者数」（10月末現在）は、全産業で2,152人、対前年比で55人（2.6%）の増加となっている。主な業種をみると製造業、建設業、小売業において災害が増加している。また、「死亡者数」は34人で対前年比5人（17.2%）の大幅な増加となっている。

当局においては、各労働災害防止関係団体等に対して、6月に「労働災害減少に向けた緊急要請について」、8月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」の要請文により、労働災害防止の取組をより一層強化するよう要請したところであるが、要請後においても災害の増加傾向に歯止めがかからない状況となっており、憂慮される状況になっている。

また、年末年始は、あわただしく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非定常作業が多くなることから、労働災害発生のリスクが大きくなる。このため、普段にも増して作業前点検の実施、非定常作業における安全確認の徹底等に努めることが重要となる。

こうした状況を踏まえ、増加する労働災害に歯止めをかけ、各事業場における労働災害防止活動の取組を強化促進することを目的として、『平成26年度年末・年始労働災害防止強化運動』を展開することとする。

2 実施期間 平成26年12月1日～平成27年1月31日

## 3 実施事項

## (1) 労働局及び労働基準監督署の実施事項

## ア 建設業

- (ア) 建設工事現場に対する局長パトロールを実施する。
- (イ) 北関東一斉監督（平成26年12月1日から12月12日）として、県内各署において集中的に建設現場に対する監督指導を実施する。
- (ウ) リーフレット（建設業版）により周知啓発を行う。

## イ 製造業

- (ア) 製造業事業場集団を構成している工業団地に対するパトロールを実施する。
- (イ) リーフレット（各業種共通）により周知啓発を行う。

ウ 商業（小売業）

（ア）リーフレット（各業種共通）により周知啓発を行う。

エ 年末・年始労働災害防止強化運動の取組要請

（ア）本運動の取組を推進するため、労働災害防止団体及び事業者団体等に対して協力を要請する。

（イ）各種会議、集団指導等のあらゆる機会をとらえ、本運動の実施趣旨及び具体的実施事項について、リーフレットを配布し周知徹底を図る。

（2）関係団体に要請する事項

ア 傘下の事業場に対する周知徹底

イ 自主的なパトロール等の実施

（3）事業場の実施事項

ア 経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。

イ 経営トップ等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。

ウ リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。

エ KY（危険予知）活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）を徹底する。

オ 各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。

カ 選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。

キ 非定常作業の洗い出しと、非定常作業における災害防止対策の見直しを行う。

ク 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検を実施し、はさまれ・巻き込まれ災害等の防止を図る。

ケ 火気の点検、確認等、火気管理を強化する。

コ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく各種項目を点検し、当該対策を推進する。

サ 健康的な生活習慣（睡眠や飲酒）等、生活リズムに関する健康指導を実施する。（メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策の推進）

シ 腰痛予防対策や受動喫煙防止対策を推進する。

ス 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動ポスター、のぼり等を掲示する。

セ その他、労働安全衛生の意識高揚のための活動を実施する。

## 日立LNG基地建設工事に係る局署合同パトロール実施概要

茨城労働局

## 1 目的及び趣旨

日立LNG基地は、海外から輸入した液化天然ガス（LNG）を貯蔵し都市ガスを製造する施設です。既に建設中のパイプラインと相まって北関東地域への都市ガスの供給拡大を図ることを目的に、日立工区第5埠頭内の約10ヘクタールに大型栈橋や世界最大の貯蔵タンク、都市ガス製造設備などを、2015年の完成を目指して建設が進められています。現在、大手ゼネコンを含む1次下請が8社入場、1日約500名の労働者が作業に従事する県内で最大規模の建設工事となっています。

今般、建設工事における年末年始無災害を目的として、高所からの墜落防止や重機使用時の接触はまされ災害防止対策等、労働災害防止の徹底を図るため、茨城労働局が日立労働基準監督署、建設業労働災害防止協会茨城県支部日立分会と合同で安全衛生パトロールを実施し、現場内の元請及び下請事業場に対し、労働安全衛生法に基づく適切な労働災害防止対策の実施を求めることとします。

## 2 パトロール実施日

- (1) 実施日 平成26年12月2日（火）午後1時30分から
- (2) 集合時間 午後1時00分
- (3) 集合場所 日立港5地区駐車場内  
日立市留町字北河原地内（電話0294-52-5178）  
（別添案内図を参照）

（注）現場内駐車場は手狭のため、日立港5地区駐車場に駐車し現場までの移動は指定車両で行うこととします。

## 3 パトロール実施者

- (1) 茨城労働局（3名）
- (2) 日立労働基準監督署（3名）
- (3) 建設業労働災害防止協会 茨城県支部日立分会（7名）

## 4 パトロール対象事業場

東京ガス・エンジニアリング(株) 日立LNG基地建設工事現場

5 当日の予定

(1) 現場事務所内で打合せ会議 (午後1時30分から2時00分)

- ① 茨城労働局長挨拶 (5分)
- ② 建設業労働災害防止協会  
茨城県支部日立分会長挨拶 (5分)
- ③ 工事の概要説明 (15分)

報道関係者の取材可

(2) パトロール (午後2時00分から3時30分) → 報道関係者の取材可

(3) 集合場所へ戻り講評 (午後3時45分から)  
講評後、解散

6 報道関係者の取材について

パトロールについては、当日の打合せ会議及びパトロールについて取材を可能とします。

なお、現場内における同行取材は、撮影場所が制限されることがあることを予めご了承ください。

当日の取材を希望される場合は、12月1日までに当局健康安全課（課長補佐 中島）までご連絡ください。

なお、日立港は国際埠頭であり、国際条約に定められた事前許可が必要ですので、ご連絡の際、入場者の氏名、電話連絡先、入場車両ナンバーをお伺いしますのでご注意ください。

また、ヘルメットは準備いたしますが、服装及び靴については建設現場内を移動するため汚れることもありますことをご了承ください。靴については安全靴または歩行しやすい靴でご参加ください。

(問合せ先)

茨城労働局労働基準部健康安全課

担当 課長補佐 中島

電話：029-224-6215

## 日立 LNG 基地建設工事の案内図

◇集合場所 日立港 5 地区 駐車場

日立市 留町 字 北河原地内

(国道 245 号線 留町 交差点を 日立港 側に 直進)

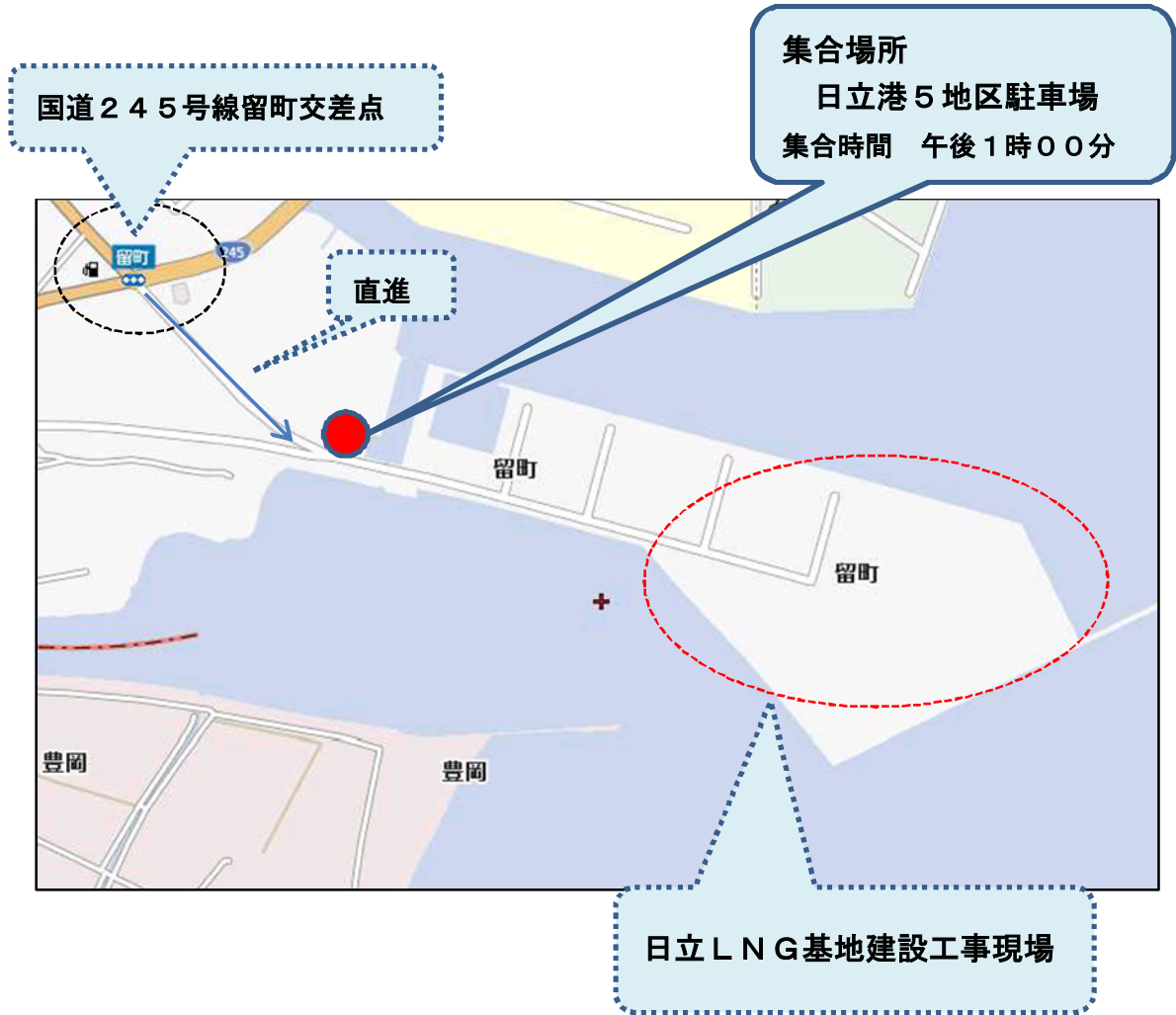
電 話 0294-52-5178

(東京ガス・エンジニアリング(株)現場事務所)



※ 裏面の現場周辺拡大地図をご参照ください。

## 現場周辺拡大地図





## 工業団地の局署合同パトロール実施概要

茨城労働局

## 1 目的及び趣旨

県内の製造業の労働災害が増加しており、また、年末年始は、大掃除や機械設備の保守点検等、非定常作業が多くなり、労働災害発生のリスクが大きくなることから、より一層の安全管理の徹底等に努めることが必要です。このようなことから、労働災害防止の徹底を図るため、平成 26 年度年末・年始労働災害防止強化運動の一環として、局署合同でパトロールを実施します。

## 2 パトロール実施日

- (1) 実施日 平成 26 年 12 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分から
- (2) 集合時間 午後 1 時 20 分
- (3) 集合場所 くりえーとセンター大宮 会議室  
茨城県常陸大宮市工業団地 1-3 4 (別添案内図を参照)

## 3 パトロール実施者

- (1) 茨城労働局 (2 名)
- (2) 水戸労働基準監督署 (2 名)
- (3) 工業団地関係者 (3 名)

## 4 工業団地概要

- (1) 工業団地名 水戸北部中核工業団地
- (2) 所在地 茨城県常陸大宮市工業団地
- (3) 工業団地概要  
製造業を中心として 37 事業場で構成されています。

## 5 当日の予定

- (1) 会議室で打合せ (午後 1 時 30 分から 2 時 00 分)
  - ①水戸労働基準監督署長挨拶
  - ②茨城労働局健康安全課長挨拶
  - ③工業団地の概要説明
- (2) パトロール (3 事業場) (午後 2 時 00 分から 3 時 30 分)
- (3) 会議室へ戻り講評 (午後 3 時 30 分から)  
講評後、解散

報道関係者の  
取材可

## 6 報道関係者の取材について

パトロールについては、当日の会議室での打合せ及びパトロールについて取材を可能とします。

なお、現場内における同行取材は、撮影場所が制限されることがあることを予めご了承ください。

当日の取材を希望される場合は、12月8日までに当局健康安全課（課長補佐 中島）までご連絡ください。

なお、ヘルメットは準備いたしますが、服装については工場内を移動するため、多少汚れることもありますので予めご了承ください。また、靴については安全靴または歩行しやすい靴でご参加ください。

(問合せ先)

茨城労働局労働基準部健康安全課

担 当 課長補佐 中島

電 話 : 0 2 9 - 2 2 4 - 6 2 1 5

## くりえーとセンター大宮の案内図

- ◇集合場所　くりえーとセンター大宮　会議室  
常陸大宮市工業団地1-3-4  
電　話0295-53-0778



事業者の皆様へ

# 年末・年始労働災害防止強化運動実施中

期間 平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日

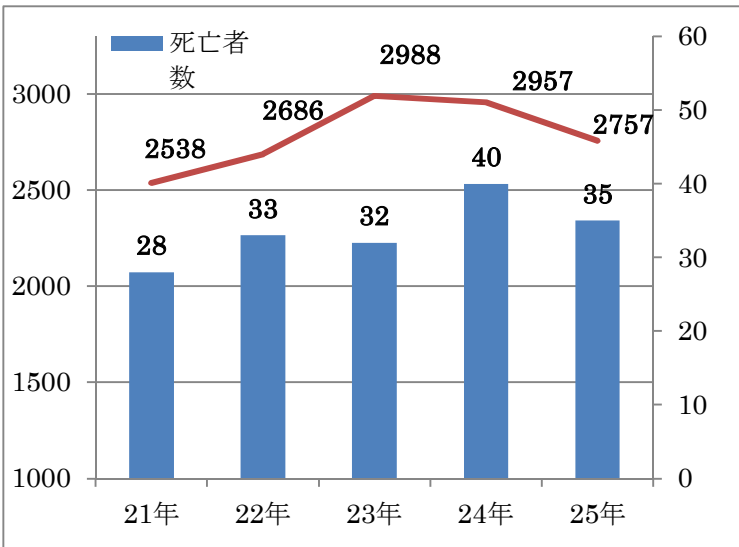


茨城県内の休業4日以上の労働災害は、平成24年、25年と死傷者数が続けて減少しましたが、本年においては、10月末現在で、**死亡者数と死傷者数がともに増加しており**極めて憂慮すべき事態となっています。労働災害の防止のためには、それぞれの事業場が安全衛生活動を総点検し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していくことが必要です。

年末年始は、あわただしく、大掃除や機械の点検・整備など非定常時作業が多くなることから、労働災害のリスクが高くなりますので、作業手順の遵守や非定常時作業時における安全確保の確認等に努めることが普段にも増して重要となります。

事業者の皆様におかれましては、実施事項に基づき職場の**総点検**を実施する等、より一層の労働災害防止の取組をお願いいたします。

(県内の労働災害の推移)



	25年	26年	増減数
死亡者数	29	34	5
死傷者数	2,097	2,152	55

主な業種の休業4日以上の災害発生状況

業種	25年	26年	増減数
製造業	607	625	18
建設業	259	287	28
商業(小売業)	204	228	24

(上記の数値は、10月末現在)

## 事業場の実施事項

- 1 経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- 2 経営トップ等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- 3 リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- 4 KY (危険予知) 活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔 (4S活動) を積極的に推進する。
- 5 各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。また、選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。

問合せ先 茨城労働局労働基準部健康安全課  
水戸市宮町1-8-31  
電話029-224-6215



茨城労働局・各労働基準監督署

## 主な業種の労働災害防止対策

### 1 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

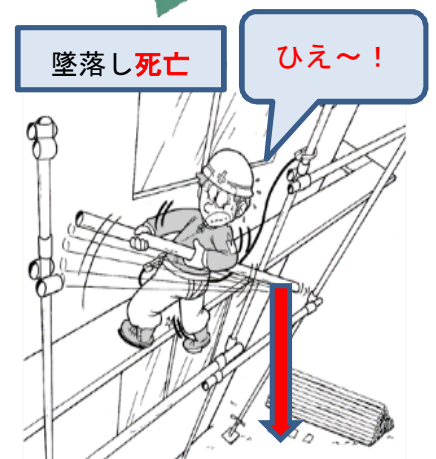
- (1) 機械設備の回転部分などに安全カバーを取り付けましょう。
- (2) 機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられているか確認しましょう。
- (3) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場など水を扱う職場は滑り止めの作業靴を使いましょう。



### 2 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置など墜落防止対策の不備が原因です。

- (1) 労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、安全帯を使用しましょう。また、ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。
- (2) はしごを使用するときは、転倒しないように固定しましょう。
- (3) 建設機械との接触を防止するため、立ち入り禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- (4) 掘削作業を行うときは、土砂崩壊防止のため、土止め支保工を設置しましょう。



### 3 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方のご理解とご協力が必要です。

- (1) 荷台への昇降の際は、はしごや作業台を使用しましょう。
- (2) 積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
- (3) ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。



### 4 第三次産業対策

商業や社会福祉施設では、転倒災害が多く発生しています。特に、社会福祉施設では腰痛も多く発生しています。

- (1) 安全推進者を選任し、安全推進者が中心となって労働災害防止対策に取り組みましょう。
- (2) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- (3) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を積極的に推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- (4) 正しい荷物の持ち方など腰痛防止の教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

